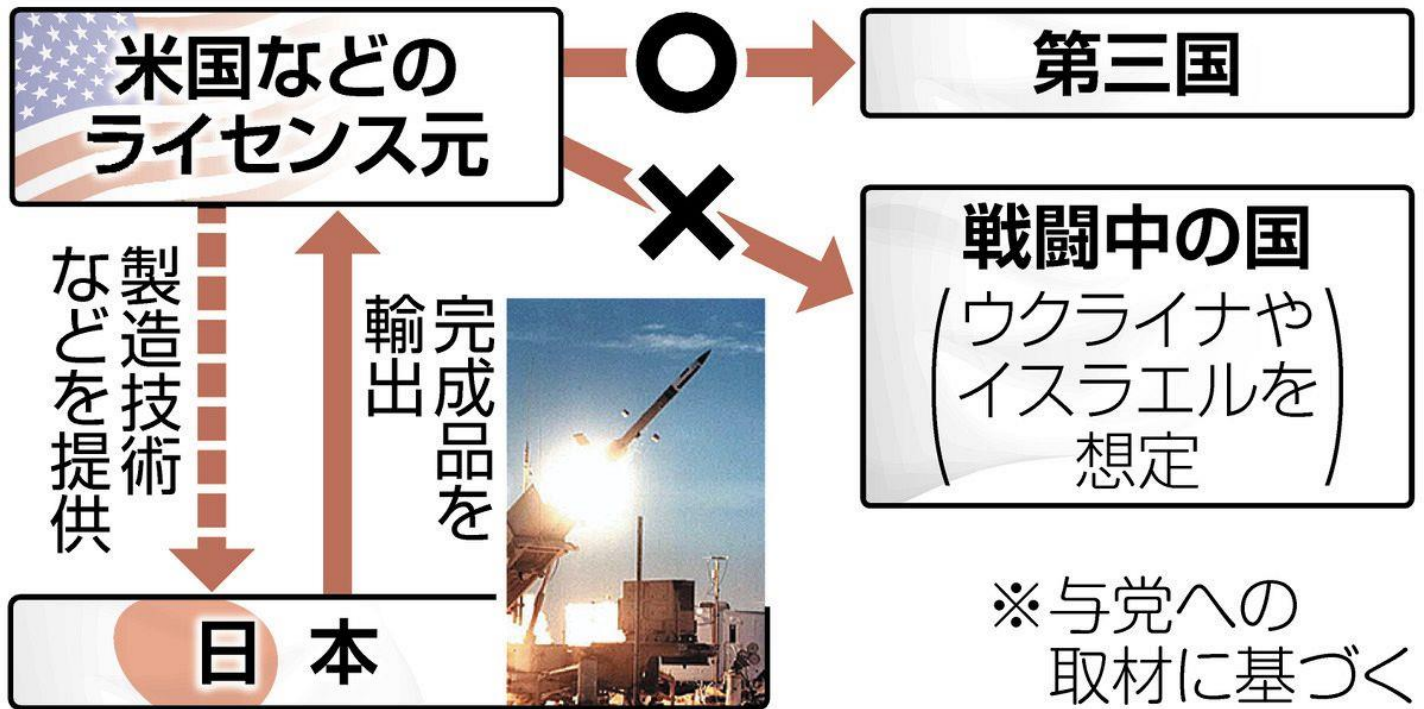


ライセンス生産した武器輸出のイメージ



米国の地対空誘導弾パトリオットの輸出先使用国 (調達中を含む)

- | | |
|--|---|
|  ドイツ |  カタール |
|  ギリシャ |  ルーマニア |
|  イスラエル |  サウジアラビア |
|  日本 |  韓国 |
|  ヨルダン |  スペイン |
|  クウェート |  スウェーデン |
|  オランダ |  台湾 |
|  ポーランド |  アラブ首長国連邦 |

出典：東京新聞 2023年11月30日付 / Jane's Land Warfare Platforms Artillery & Air Defence 2022-2023, HIS Markit, 2022, pp.190-193, 1095-1112 より山添拓事務所作成

武器輸出に関する政府統一見解 (1976. 2. 27 衆議院予算委員会)

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- (1) 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

武器輸出問題等に関する決議 (1981. 3. 31 参議院本会議)

わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和五十一年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よつて政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。

右決議する。

「平和国家」とは何か

外務省ファクト・シート（2005年）

「平和国家」の「実績」

- ▼自衛のための必要最小限度の防衛力しか保持せず、攻撃的兵器を保有しない
- ▼戦後、一度たりとも武力を行使したことがない
- ▼防衛費の対 GNP（国民総生産）比 1%程度
- ▼武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない（「武器輸出三原則」）
- ▼軍事への転用を厳格に禁じ、国際紛争を助長しない（「ODA 大綱」）

安保 3 文書（2022年）

「平和国家」を維持するというのが

- ▼敵基地攻撃能力（＝長射程ミサイルなど攻撃的兵器）を保有
- ▼集団的自衛権の行使容認を明記し、海外での武力行使に道をひらく
- ▼軍事費 2 倍化＝GDP 比 2%の達成を明記
- ▼殺傷兵器の輸出で「武器の供給源」に次期戦闘機の輸出で巨大な利益
- ▼海外援助（OSA）で他国軍に装備品を直接提供
国際紛争助長のリスク



出典：外務省「平和国家としての 60 年の歩み（ファクトシート）」および「安保 3 文書」より山添拓事務所作成